

令和6年12月1日以降のセーフティネット保証認定申請の主な変更点について

(1) 用語の統一などにより、すべての認定申請書類が変更になります。

12月1日以降に認定申請する際は、同日に京都市ホームページで掲載される新たな認定申請書類を使用してください。

(2) 挙証資料の提出が必要になります。

売上高等の記入内容に関して、挙証資料（試算表、法人概況説明書、売上台帳等）の提出が必要になります。

(3) 認定申請書類の区分が変更になります（セーフティネット保証5号のみ）。

セーフティネット保証5号の指定業種に属する事業を営んでおり、指定業種の売上高等が企業全体の5%以上であれば（原油高要件の認定場合は、指定業種における売上原価が企業全体の20%以上であれば）、認定申請の対象となります。それに伴い、認定申請書類の区分が変更になります。

<売上高要件（イ）、原油高要件（ロ）、利益率要件（ハ）の様式について>

現行

様式	対象者
様式A	1つの指定業種に属する事業のみ行っている方
	2以上の事業を行う方で、行っている事業が全て指定業種に属する方
	2以上の事業を行う方で、主たる事業が指定業種に該当する方
様式B	2以上の事業を行う方で、1以上の指定業種（主たる業種かどうかを問わない）に属する事業を行っている方

令和6年12月1日以降

様式	対象者
様式① (様式③)	指定業種に属する事業のみ行っている方
様式② (様式④)	指定業種と非指定業種を営んでいる方

注：様式③、④は、（イ）のうち創業者向けの様式である。

(4) 利益率の減少に係る認定要件が新設されます（セーフティネット保証5号のみ）。

個社ではどうにもできない外的要因（為替相場の変動、人手不足等）による原材料費や人件費等の増加によって利益率の減少が生じている事業者において、営業利益率の減少率が20%以上である場合、セーフティネット保証5号の認定を受けることができるようになります。

ただし、利益率の減少に係る認定申請を行う場合は、法人・個人問わず試算表の提出が必要です。詳細については、京都市ホームページにおいて各号の認定申請書とともに掲載される、提出書類に関する文書（「提出書類等について」）の確認をお願いいたします。